障害者権利条約にふさわしい
障害者施策の実現を！

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会のご紹介

私たち、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（以下：障全協）は、１９６７年１２月４日、障害の違いをのりこえ、共通するねがいを共同の運動で実現させていこうという障害者・家族・関係者の熱い期待を受けて結成されました。

障全協は結成以来、４つの権利【生きる権利・学ぶ権利・働く権利・政治参加の権利】の旗を高く掲げながら、「権利」としての施策の拡充を５０年訴え続け、全国の仲間とともに運動をすすめています。

もくじ

１．障害者権利条約とは ――――――――――――――――――――――――――― 1

（１）障害者権利条約について　・・・・・・・・・・・・・・・　1

（２）日本における権利条約批准までの経緯と課題　・・・・　1

（３）障害者権利条約の重要性　・・・・・・・・・・・・・・・　2

（４）障害者権利条約の真の意味　・・・・・・・・・・・・・・　3

２．自治体でのとりくみへの期待 ――――――――――――――――――――― 4

３．障全協のとりくみで明らかになったさまざまな課題 ――――――――― 5

（１）権利条約からみた課題と当事者・家族の願い　・・・・　5

①障害者権利条約を実現するための社会基盤の確保　5

②地域における自立した暮らしの保障　6

③当たり前の日常生活および社会生活を維持するための保障　7

④障害児への支援保障　7

⑤学校教育の保障　8

⑥文化的な生活の保障　9

⑦健康と医療の保障　9

⑧雇用および労働の保障　10

⑨政治的および公的活動に参加するための保障　11

⑩アクセスの保障・バリアフリーの実現　12

⑪法律の前にひとしく認められる権利の保障　12

⑫災害などの危険な状況・人道上の緊急事態に際する保障　13

（２）権利条約では触れられない日本特有の直近の課題と
当事者・家族の願い　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

①介護保険優先規定　14

②社会福祉法人の地域における公益的取り組みの責務化　15

③「自助・互助・共助・公助」による社会保障・社会福祉　15

資料

国連「障害者の権利に関する条約」日本政府公定訳 ――――――――――― １６

1 障害者権利条約とは

2014 年 1 月 20 日、日本は障害者権利条約を批准しました。2006 年 12 月、国連総会で障害者権利条約が採択されてからおよそ 7 年の年月が過ぎてからのことです。そして、今年（2016 年）は権利委員会に政府報告書が提出され、障害関係団体などによるパラレルレポートの作成準備もすすめられています。障害者権利条約とは何でしょうか、なぜこの条約が重要なのか。あらためて確認したいと思います。

（１）障害者権利条約について

障害者権利条約は国連が定めた人権条約の一つです。人権条約とは、1948 年 12 月 10 日 第 3 回国際連合で採択された世界人権宣言に法的効力をもたせるものであり、この宣言は第二次世界大戦の反省を踏まえたものです。このため、現在、女性差別撤廃条約や子どもの権利条約など主に 9 つの人権条約がありますが、すべての人の生れながらの自由、尊厳と権利の平等、無差別・差別撤廃、参政権の保障や社会保障などが基本的原則として共通しています。

障害者権利条約は 2006 年 12 月に採択された、21 世紀初の人権条約です。20 世紀にも、この権利条約を求める声が上がっていましたが、当時は障害者問題にも既存の人権条約で対応できるという考えや、子どもの権利条約の採択まで 11 年を要した経験から慎重論もあり合意に至りませんでした。

しかし、現実には障害者問題に既存の人権条約では対応できませんでした。2001 年 11 月 メキシコ政府のフォックス大統領が「ダーバン宣言」の中で条約の制定を提唱したことを契機に、障害者権利条約策定への動きが始まり、2006 年 12 月 13 日、第 61 回国連総会で採択されたのです。2016 年現在、署名国・地域数は 160 か国、締結国・地域数は 166 か国となっています。（国連加盟国数は 193 か国）

（２）日本における権利条約批准までの経緯と課題

2001 年、国連に障害者権利条約を検討する特別委員会が設置された時、日本政府の対応は冷ややかで、同委員会設置の 28 共同提案国になれませんでした。日本が同条約に署名したのは、2007 年 9 月のことでした（福田内閣：自民党）。2008 年 5 月には条約の批准国が 20 か国に達したことで、正式に発効され、翌年の 2009 年 3 月に、麻生内閣（自民党）は条約への批准の閣議決定を予定していました。しかし、当時は、天下の悪法と言われた障害者自立支援法の廃止を求める運動が全国各地でとりくまれ、また司法の場では、障害者自立支援法違憲訴訟が闘われているなど、日本の社会福祉のあり方が問われていた時期であったため、日本障害フォーラム（JDF）をはじめ、多くの障害者団体から形式的な批准には「反対」との声があがりました。こうした声に押され政府も条約の批准にあたっては、まずは国内法の整備をはじめとした諸改革を行う必要性を認め、批准は延期されることになりました。

■政府報告書

障害者権利条約締結国は、条約の履行状況を批准後２年以内に、 国連・障害者権利委員会に報告する義務があります（権利条約第 35 条）。そのために政府が作成したものを政府報告書と言います。

日本政府は、2016 年６月末に国連に「障害者の権利に関する条約第１回日本政府報告」を提出しました。

しかし、この報告書の内容は、障害者にかかわる法制度・サービスの説明が中心となっており、障害者・家族の実態や法制度の改善課題などにはほとんど触れていないことから、同政府報告に対しては、条約の締約国として恥ずかしいものだという批判があります。

■パラレルレポート

政府だけでなく、民間団体も国連・障害者権利委員会に権利条約の履行状況や国内で生じている問題を報告することができます。これを「パラレルレポート」と言い、政府報告と同等に検討されるとされています。「日本政府報告」の不十分さを指摘するためにも、国連の障害者権利委員会での審査に備えて障害関係団体をはじめとする民間団体のパラレルレポートづくりが、大変重要となります。

その後、2009 年 8 月に政権交代が起こり、2009 年 12 月、鳩山内閣（民主党）は内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度改革推進本部」を設置しました。あわせて障害当事者が参画する「障がい者制度改革推進会議」が同本部内に設置され、条約締結に向けて集中的に国内法制の改革議論が行われました。これにより、障害者基本法の改正（2011 年 8 月）、障害者総合支援法の成立（2012 年 6 月）、障害者差別解消法の成立（2013 年 6 月）、および障害者雇用促進法の改正（2013 年 6 月）などがすすめられたのです。

このように日本では障害者権利条約を批准するために、一定の国内法制の整備を行った上で、2014 年 1 月に安倍内閣（自民党）が国連へ批准書を提出、同年 2 月から条約が発効（効力をもつこと）されることになりました。

国連での障害者権利条約づくりでもっとも大切にされたことは「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」（Nothing About Us Without Us）であり、各国の障害当事者を条約づくりの主人公として参画させたことです。これを踏まえ、日本でも障害当事者の声を反映した制度改革が行われましたが、条約が求める水準にはまだまだ達していません。とりわけ、障害者総合支援法成立の過程では、国が約束したはずの「基本合意」や「骨格提言」の実現が財源難などを理由に先延ばしにされたことは大きな問題です。国・自治体においては、引き続き、条約が求めている障害者の基本的人権を保障するために、基本合意や骨格提言を実現し、さらなる障害者施策の拡充が求められています。

（3）障害者権利条約の重要性

障害者権利条約を批准した国は、権利条約と法律（一般法）との間に整合性をもたせなくてはなりません。また、同条約は新たな障害モデルを提起し、これまでに人権条約にはない合理的配慮という考え方を導入しました。こうした理由から以下の通り、障害者権利条約は重要なのです。

①国際条約と憲法、法律、条例との関係

障害者権利条約などの国際条約とは、国連などの国際機関が国に課すルール（障害にかかる社会的障壁の解消義務）です。国際条約は、憲法と一般法の間に位置づけられることから、条約の締約国は、法律や条例などを条約の趣旨に沿ったものに変える義務を負います。それぞれの機能と優先関係をまとめると図 1 のようになります。

現在、政府は障害者基本法を実現することが、障害者権利条約を遵守することであると考えていますが、介護保険制度など障害者にかかわる法律や制度は障害者関連施策だけにとどまりません。その他の関連法・制度も障害者権利条約を踏まえた改正が求められます。

【図 1：国際条約と憲法、法律、条例の関係】

■基本合意

基本合意文章は、2010 年 1 月 7 日に障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）が和解するために交わしたものです。これにより全国 14 地裁・71 人の原告が提訴した裁判は終わりました。2010 年 4 月 21 日の訴訟終結時には、原告・弁護団が首相官邸に招かれ、鳩山総理大臣が面会し、謝罪しました。基本合意では、障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定をはじめ、応益負担の導入等を行ったことで障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことを心から反省する。また、新法の制定にあたっては、介護保険との統合を前提とせず、原告団・弁護団の指摘（利用者負担や支給決定のあり方など）を踏まえることを国が約束しています。こうしたことから同訴訟団は、裁判は終わっても、司法上の約束を国に守らせるために、基本合意の完全実現をめざして国と定期協議を開いています。

■骨格提言

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（骨格提言）は、障害者自立支援法を廃止して新法をつくるために、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（55 名の委員）がまとめたものです。
骨格提言の議論の基礎となった 2 つの指針は、障害者権利条約と基本合意であり、障害者自立支援法の賛成・反対など立場の違いを超え、障害者の基本的人権を保障する障害者の福祉法はどうあるべきかが議論され、提言された画期的な提言です。

②新たな障害モデル

1980 年国際障害分類で示された障害モデルは、医学モデルと言われています。機能障害が能力障害の原因となり、社会的不利へとつながるという単線的なモデルが障害の自己責任論や医療の専門化支配の構造を生み出してきたという指摘もなされています。しかし、1990 年代ころから、障害にかかる問題を生み出す原因は機能障害だけではなく、障害理解や制度なども含めた社会的障壁も作用しているという考え方が一般的になってきました。こうした流れを受けて、障害者権利条約では、" ディスアビリティ（障害／障害にかかる問題）とは心身機能の問題と社会環境要因の相互作用の帰結である" という新しい障害モデルを採用しました。これを数式で表すとより分かりやすくなるでしょう。

この式から明らかだと思いますが、障害にかかる問題を是正するには、治療やリハビリなどによって心身機能の問題を改善する、社会的要因を軽減する、または、その双方を行うといった手段がありえます。障害者権利条約は社会モデルと言われますが、それは障害にかかる問題の原因となっている社会的障壁の解消は国の責任であると規定したからです。障害者権利条約の障害モデルからも分かるように、同条約が医療の役割を否定しているわけではないので注意が必要です。

③合理的配慮

障害者権利条約以前の人権条約で、権利の平等・無差別を担保する手段は主に機会の均等でした。日本で言えば、男女雇用機会均等法などがその典型といえるでしょう。しかし、障害にかかる問題は、機会の均等だけでは是正することはできません。

例えば、手を動かすことが困難な障害者が大学の受験資格だけが平等に与えられても、ヘルパーによる支援が認められなければ回答用紙に記入することすらできません。また、回答をヘルパーに伝えることができる環境や受験時間の延長などが認められなければ、障害のない人と対等に受験をすることはできません。

そこで、障害者権利条約では、障害児・者が障害のない人と同じように何かをできるための支援や環境整備は合理的配慮であり、この配慮を提供しないことも差別であると規定されました。また、それを妨げる考え方や制度などを是正したり、社会保障を提供する行政責任も課されています。

（４）障害者権利条約の真の意味

合理的配慮の考え方からも分かるように、障害者権利条約は障害児・者も障害がない人と同じように、当たり前の生活ができる社会の実現を求めるものです。そして、その真のねらいは、社会的にもっとも弱い立場におかれている障害児・者の暮らしを改善することを通じて、すべての人に人権を保障していくことにあります

1979 年の国際障害者年行動計画では「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である」との問題提起がされ、この歴史的課題の克服は今も求められています。現在の日本でも、格差貧困の拡大・生産性や労働能力で人間の価値を図る社会のあり様に疑問の声があがっています。障害者権利条約の実行は、誰もが人間らしい豊かな暮らしができる社会の実現に他なりません。

2 自治体でのとりくみへの期待

～権利条約の実現は、障害者・家族の生の声を聞いてくれる身近な行政の果たす役割が大きいものです～

各自治体は、もっとも住民に身近な行政機関です。そこで各自治体は、障害者基本法に基づき「市町村障害者計画」を、障害者総合支援法により「市町村障害福祉計画」（障害児計画の策定も義務付け）を策定しなくてはなりません。また、同法により、基本的な制度運用の責任が課されています。このため、市町村が障害福祉サービスを提供する実施主体となっています。国は十分な財政支援などをしないまま、実施責任を自治体に押し付けた結果、福祉サービスの運用において、自治体間で大きな格差が生じているのが実態です。

今後の諸計画の策定などにあたっては、当事者意見の尊重と十分な実態の把握に基づき、「ＰＡＣＤサイクル」（図２参照）での検証的実施が求められています。その際、各自治体には「障害者権利条約締約国の「実施主体」として、この条約の提起する意味を理解し、「障害者の権利保障」のための仕組みづくりをすすめていただきたいと、私たちは強く願っています。

そのためにも、自治体担当者の専門性を高める行政システムの構築をすすめ、「担当者が誇りをもって働く福祉行政づくり」「障害者権利条約を常に念頭に置いた計画づくり」「地域協議会を充実・発展させ、計画を当事者参加でモニタリングすること」（〝私たちのことを、私たち抜きに決めないで〟のとりくみ）が必要です。

あわせて、施策の実施主体である自治体として「国に対して意見書の提出」などのとりくみを地域の障害者団体と一緒になって要請していくことが大切です。

■障害者権利条約のモニタリング

障害者権利条約の求めるモニタリングは、条約が保障する人権が実行に移され、障害のある人の生活の実態が改善されたかどうかを検証するものでなくてはなりません。

PDCA サイクル

PDCA サイクルは、下図のような図で表しますが、計画して実行して終わりではなく、その結果を確認して問題点は修正してまた実行するということを繰り返し行うという考え方です。

1. Plan （計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
2. Do （実施・実行）：計画に沿って業務を行う。
3. Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4. Act （処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

図２

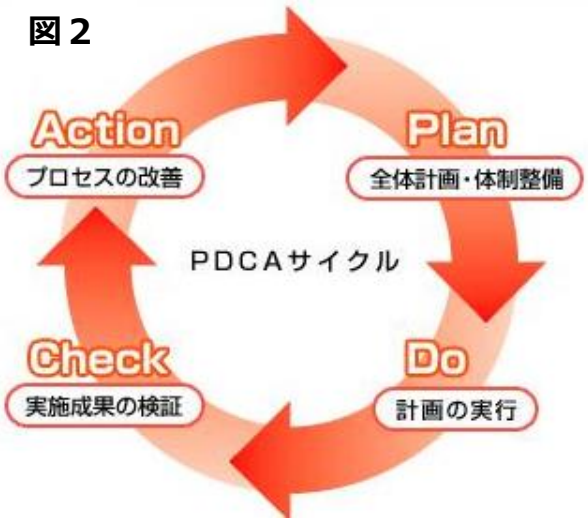

3 障全協のとりくみで明らかになったさまざまな課題

私たち障全協は、長年にわたり「恩恵」ではなく、「権利」としての施策の拡充・発展に向け、全国各地で権利保障運動をすすめてきました。

その立場からも国連・障害者権利条約の批准を強く求めてきたところであり、一定の国内法の整備を踏まえ、批准されたことは、障害者の権利実現への取り組みの前進を図るものと評価しています。

しかし、障害者・家族の現実の暮らしは非常に厳しく、障害者の権利を保障するための法制度の課題はまだまだたくさん残されています。

ここでは、私たちが日々の生活を送るうえで改善してほしいと願っていることを、障害者権利条約との関係、障害者権利条約では触れられていない日本特有の課題との関係から、整理しています。

（１）権利条約からみた課題と当事者・家族の願い

①障害者権利条約を実現するための社会基盤の確保

基本スタンス

☆障害者権利条約は、機会の均等・合理的配慮などを提供することで、障害者に差別をもたらす制度や考え方などの様々な社会的障壁を解消する行政責任を定めたものです。

☆この条約を実現するには、公的責任によって社会保障・福祉の基盤を拡充することが必要です。

当事者・家族のねがい

■すべての施策において、どこに住んでいても、障害者の基本的人権を守ることができる支援を質・量ともに保障してください。

■そのために、経費の一般財源化をやめ、国の義務的な財政保障のもとで、自治体が実施責任を果たす仕組みとしてください。

■障害があるゆえに必要となる支援に対して利用料を課すべきではありません。介護・福祉・医療サービスの利用者負担をなくしてください。

■障害者が安心して暮らすには、生活に不安がなく働くことができる福祉職員の拡充と安定した事業所運営ができる報酬制度が必要です。

○福祉職員の維持・確保をしてください。

○福祉職員の報酬を公務員並みとしてください。また、退職金共済制度の公的助成廃止を見直し、公私間格差を是正してください。

○障害者自立支援法によって日額制になった事業運営費の支給を月額制に改め、福祉事業所の安定した運営を保障してください。

②地域における自立した暮らしの保障

基本スタンス

☆すべての障害者は、障害のない人と同じように地域社会で生活する権利をもっています。
☆そのため、国・自治体は、当事者・家族に必要な支援を提供し、誰と、どこで、どのように暮らすのかを自らが選ぶ権利を保障しなくてはなりません。
☆また、暮らしの場も含めて、当事者や家族の意思を無視し、特定のライフスタイルを強要してはなりません。
☆国・自治体は、障害者が地域での暮らしの場や暮らし方を選択できるように社会基盤を拡充する必要があります。

当事者・家族のねがい

■障害児・者の住まい＝暮らしの場の確保は、人権保障のもっとも重要なものです。「地域か」「施設か」ではなく、「地域も」「施設も」という発想のもと、「自宅」と呼ぶにふさわしい暮らしの場の保障が重要です。圧倒的に不足している社会資源を早急に整備してください。とくに、グループホームの大幅な増設・報酬の増額、また、隔離・収容管理型施設ではなく、住み慣れた地域に入所施設を増設してください。暮らしの場の確保にあたっては、以下の点も含めて支援の質の向上を図ってください。
○グループホームや入所施設の待機者問題を解消してください。
○暮らしの場での支援には、専門性の高い集団職員体制が必要不可欠です。プライバシーの保護を含め、個人の尊厳が守られるよう職員の増員を行ってください。また同性介助を実現してください。
○社会参加のための支援や医療的ケアを必要に応じて受けられるようにしてください。
○入所施設でも移動支援や居宅介護等を使えるようにしてください。
■障害者が一人暮らしをする場合、本人の必要に応じた適切な支援が受けられるように、制度の拡充をしてください。
■障害者が家族などと暮らす場合でも、家族介助を前提とせず、本人の必要に応じた適切な支援が受けられる制度にしてください。
■地域生活支援拠点の整備などを通して、障害児・者やその家族が安心して暮らせる環境、緊急時の対応が行える仕組みを作ってください。
■権利擁護のために支援ネットワークを構築してください。そのために、単なる金銭管理ではなく、当事者の尊厳を守るための成年後見制度の見直しや意思決定支援制度の創設なども行ってください。
■地域に精神障害者を支える社会資源や住居や施設などを拡充し、精神障害者の社会的入院を解消してください。
■地域生活とはかけ離れた「病棟転換型居住系施設」を推進することはやめてください。

③当たり前の日常生活および社会生活を維持するための保障

基本スタンス

☆障害児・者とその家族は、障害がない人たちとの平等を基礎とした生活水準（食糧、衣類および住居を含む）で暮らす権利があります。
☆国・自治体は、上記の生活水準を実現し、生活条件を不断に改善する責任があります。
☆また、国・自治体は、障害者に対して合理的配慮の下で、社会生活を保障し、促進する責任もあります。

当事者・家族のねがい

■障害のある親の子育てを公的に保障するとともに、障害児者のいる家庭に対する支援を行ってください。
■障害基礎年金制度は、自営業などで資産形成をしてきたことを前提とする老齢年金と連動しています。しかし、障害者の所得保障も労働権の保障も不十分で、老齢年金をベースとした年金制度では健康で文化的な最低限度の生活を維持できません。人間らしい暮らしができるように、障害基礎年金制度の見直しと拡充を図ってください。
■現在、精神・知的障害者の障害年金の認定にかかる地域格差が問題となり、新たな認定基準（新ガイドラインなどが 2016.9.1 より実施）と東京で一元的に審査できる体制へと見直しが行われています。認定基準などの厳格化により障害者の個々の実態が障害認定に反映されないようなことがあってはなりません。また、給付の低位平準化や新たな無年金障害者が生み出されないようにしてください。
■また、無年金障害者への特別給付金の支給金額の引き上げと対象拡大を行ってください。
■障害者の所得保障や障害ゆえの特別な経費（合理的配慮の前提となる支出）については、障害のない人との平等を基礎として抜本的に見直し、年金制度をはじめ、各種手当等の拡充を図ってください。

④障害児への支援保障

基本スタンス

☆障害児支援を保障するためには、子どもの権利条約も踏まえる必要があります。
☆児童福祉法にある子どもの権利規定においては、子どもの権利条約を具体化する必要があります。
☆とくに、子どもの権利条約第 3 条に規定されている「子どもの最善の利益」）を重視すべきです。
☆また、障害がある子どもの場合の特別なケアの権利を保障するには、子どもの権利条約第 23 条（障害児）および障害者権利条約第 7 条（障害のある児童）にそって明文規定し、この条項が生かせるような施策の展開が必要です。

当事者・家族のねがい

■生まれながらに障害のある子どもの早期発見・早期対応ができる系統的な施策を充実してください。
○乳幼児健康診査（健診）での障害の早期発見。
○それにつづく親子教室などの事後指導事業での早期療育、障害に対する医療・リハビリテーション（現状でいえば、補装具や育成医療などの改善充実を含む）。
○障害受容期の親や家族への相談支援。

■障害児の健やかな育ち、発達を支えるために、支援体制を強化してください。

【児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、障害児入所支援について】

○適切な支援を提供できるように人員を増やしてください。
○現行の施設最低基準の抜本的な見直しをしてください。
○障害の軽減、治療のため、通園施設や入所施設などにも OT・PT などの各種訓練士、生活支援のための各種相談員を新たに配置してください。

【保育所、幼稚園、児童（学童）クラブなど一般施策の通所、通園施設および保育所等訪問支援について】

保育園などの一般施設に通うことを望む、または通わざるを得ない障害児もいます。
インクルーシブ教育の実現のために
○適切な支援を提供できるように人員を増やしてください。
○障害児も通えるような施設基準に見直してください。

■義務教育と同じように、障害児が利用する医療・福祉制度は原則無償化してください。

⑤学校教育の保障

基本スタンス

☆障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが行き届いた学校教育を受けられるように、小中学校の３５人以下学級の実現など教育環境の改善をはかる必要があります。
☆障害児への教育を保障するためには、特別支援学校・特別支援学級の過密・過大・教員不足など劣悪な教育環境を一刻も早く改善するとともに特別支援学校の「設置基準」を策定する必要があります。
☆小中学校をはじめ高校・大学などにおいても、機会の平等だけでなく、障害特性に応じた合理的配慮を行う必要があります。

当事者・家族のねがい

■教育環境を整備して、子どもの豊かな成長発達を保障できる体制を整えてください。
■特別支援学校・学級における児童・生徒数の著しい増加に伴う教室不足などを解消するため、「設置基準」を定めてください。

■発達障害児のための通級指導教室を拡充してください。
■教員定数（「標準法」）を改善し、教育を受ける上で最も大切な教職員の増員を図ってください。
■教員の配置は正規職員で行ってください。
■障害児が社会的自立に向けて十分な教育が受けられるように、特別支援学校高等部（普通科）に専攻科などを設置し、教育年限を延長するなどしてください。
■医療的ケアを必要とする生徒には、教育機関として医療体制を整備し、家族が付き添わなくても教育が受けられるようにしてください。
■高校や大学、専門学校などにおいても教育を受ける権利を保障するために、通学支援や学校内での学習支援を行う人的配置など、バリアフリー化も含め、合理的配慮を行ってください。
■各種資格や免許制度の「欠格条項」を速やかに廃止してください。

⑥文化的な生活の保障

基本スタンス

☆障害があっても障害のない人と同じように文化的な生活を営む権利があります。
☆障害者が文化的生活、レクレーション・余暇およびスポーツなどを行うために、国・自治体は支援を提供するだけでなく、参加を促進する条件の整備、拡充も行う必要があります。

当事者・家族のねがい

■すべての障害者が、映画観賞・芸術鑑賞などの文化的な生活、スポーツやレクレーション活動に参加できる支援を行ってください。
■生涯学習なども受けられるようにしてください。
■青年期・成人期の障害者が、地域住民や学生など、様々な人々と交流できる集団活動を、日中活動や就労後の余暇活動として位置づけ、制度化してください。

⑦健康と医療の保障

基本スタンス

☆どこに住んでいても、疾患・障害に応じた最高水準の医療を受けて健康を維持する権利があります。
☆性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を確保するため、国・自治体はあらゆる措置をとる必要があります。
☆国・自治体は、リハビリテーションや保健サービスを、障害者自身が属する地域社会の可能な限り近くにおいて提供しなくてはなりません。

当事者・家族のねがい

■二次障害への対応も含め障害者にかかる医療の専門性・複合性・継続性に配慮した医療制度とネットワークを確立してください。
■自治体独自の医療費助成制度については、当面、国の助成で拡充することとあわせて、国として制度化を図ってください。
■入院中、医療行為は直接関係のない支援に関しては、慣れたヘルパーからの支援も受けられるようにしてください。その際、利用しているサービスや程度区分などで限定しないでください。
■混合診療の原則禁止を堅持し、先進医療についてもすみやかに保険給付の対象となるようにしてください。
■障害の改善をめざす専門医療の研究を促進してください。
■リハビリテーションの疾患別にかかわらず、個々の患者の病態と障害の特性に応じて、患者の意思を尊重しながら必要なリハビリテーションが受けられるようにしてください。
■高度医療を行える医療機関は限られており、病気や障害が重いほど、遠隔地への通院のための交通費、入院時の付き添いやその宿泊費など、医療費以外の負担は大きくなります。遠隔地で医療を受ける患者・障害者に対する通院交通費や付添にかかる費用への補助をしてください。また、専門医療機関に入院する患者の付き添いのための宿泊施設を設置してください。

⑧雇用および労働の保障

基本スタンス

☆障害者も障害のない人と同じように労働する権利があります。
☆障害者に開かれ、利用しやすい労働市場および労働環境で、障害者が自由に選択し、または引き受けた労働によって生計を立てる機会を保障する必要があります。
☆国・自治体は、法律や条例などにより適当な措置により、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利を保障し、促進する必要があります。

当事者・家族のねがい

■障害者雇用促進法の対象に難病などによる患者も含めてください。
■同法の法定雇用率を引き上げ、障害者雇用を義務化してください。
■法定雇用率を満たさない事業主に対する雇用納付金を大幅に引き上げてください。
■障害者差別解消法を民の公益性という観点から民間事業者にも義務化してください。
■そのために、国・自治体は、労働環境整備のための補助制度および賃金補てん制度などの拡充を図ってください。とくに、合理的配慮としての職場介助者制度、就労支援機器の導入など、障害者のニーズを踏まえてすすめてください。
■職業選択の自由が事実上保障されていない障害者に対し、働ける職

種が増えるような手立てを講じてください。
■最低賃金法第８条の除外規定を撤廃してください。
■江戸時代以後、視覚障害者が多く従事する「あん摩・鍼・灸業」については、無免許業者の横行や柔道整復師（接骨院など）の保険不正請求などの影響により仕事ができない実態が増えています。視覚障害者が働きやすい職種を守る施策を講じてください。
■障害者雇用や優先受注など、障害者の経済的自立を支える施策については、今後もより一層促進・拡充するようにしてください。

⑨政治的および公的活動に参加するための保障

基本スタンス

☆障害者も「我が国の国民であり、主権者として自己統治を行う主体」（成年後見人投票権訴訟東京地裁判決より）であり、障害のない人と同じように政治に参加する権利をもっています。
☆国・自治体は、この権利を保障するため、以下のような支援体制を整備する必要があります。
○障害者が投票し、選挙される権利も含めて、政治的・公的活動に効果的かつ完全に参加することができる体制整備。
○投票の手続、設備、資料が適当および利用しやすくするための体制整備。
○選挙および国民投票において脅迫を受けることなく、必要性がある人は合理的配慮の下で投票できるようにする体制整備。
☆障害者は選挙に立候補したり、国会議員など公務を遂行する立場になる権利をもっています。この際、国・自治体は、適当な支援機器および新たな機器の使用ができるように体制を整備しなくてはなりません。
☆自分の支持する政党や候補者を応援するなど、障害者の政治参加や選挙活動の自由は、国・自治体が保障しなくてはなりません。

当事者・家族のねがい

■視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者などの情報格差を解消するため、選挙放送や公報などの点字・手話や字幕放送、また、分かりやすい文章による情報提供をしてください。
■障害者が各候補者の政策などについいて、十分な情報提供を受けられるよう選挙期間の延長などを行ってください。また、知的障害者にも配慮したわかりやすい形での情報提供を保障してください。
■個々の障害に応じた投票ができるように投票所でのバリアフリー化・サポート、郵便投票、ネット投票・在宅投票制度などの支援体制を整えてください。
■投票については、自筆投票だけではなく、選択式で投票できるようにしてください。
■言語障害者の選挙活動の制限を訴えた玉野訴訟などの経験に真摯に向き合い、選挙活動などにおいて障害ゆえの制限をなくしてください。

⑩アクセスの保障・バリアフリーの実現

基本スタンス

☆社会への完全参加を保障するために、建物や交通機関、情報通信、補装具などの利用にかかる障壁をなくし、すべての障害者が利用できるように条件整備・安全対策を行う必要があります。
☆この社会的障壁の解消にあたっては、都市部や農村部などの地域格差を生じさせてはなりません。

当事者・家族のねがい

■ハートビル法やバリアフリー法の対象を既存の施設にも拡大するとともに、義務付け対象の基準などを見直し、誰もが自由に移動できるようにしてください。また、人的支援の必要性も明記してください。
■情報の取得にあたっては、利用のしやすさ（アクセシビリティ）やICT（情報コミュニケーション技術）の利活用が容易にできる手立てを講じてください。とくに、手話や触手話、要約筆記、点字やテキストデータの配布などは、権利として保障してください。
■障害を軽減する補装具や日常生活用具などは最新の技術を無料で使えるようにしてください。
■エレベーターやホームドア、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックや音響式信号機、車イストイレなど、すべての人の安心・安全につながる設備は、財政支援も含め、国・自治体が積極的に整備をすすめるようにしてください。
■障害者が生活できる公営住宅を大量に、計画的に建設してください。建てかえ・新設にあたっては、すべての居室をバリアフリー化してください。また、優先入居をしてください。
■鉄道や航空機、バスやタクシーなど、公共交通機関のバリアフリー化をすすめ、乗車拒否を起こさず、すべての障害者が利用できるようにしてください。
■交通運賃割引制度を拡充するよう、ＪＲ・民間鉄道事業者の指導を強めるとともに、国・自治体としての財政支援をおこなってください。とくに、いまだに取り残されている精神障害者などへの運賃割引については、早急に実施してください。

⑪法律の前にひとしく認められる権利の保障

基本スタンス

☆障害を理由とする差別や偏見などをなくす必要があります。
☆障害者は、すべての場所で法律の前に人として認められる権利を、障害のない人と同じようにもっています。
☆国・自治体は、障害者が法的能力を行使するにあたって必要とする支援を提供する必要があります。
☆国・自治体は、法的能力の行使に関連するすべての措置において濫

用を防止するため、障害者の権利および利益に及ぼす影響の程度に応じて、以下のような保障を国際人権法に従って定めなくてはなりません。

○障害者の権利、意思および選好の尊重。
○利益相反を生じさせず、不当な影響を及ぼさないこと。
○障害者の状況に応じ、適合すること。
○可能な限り短い期間に適用されること。
○公平で独立した、権限のある当局または司法機関による定期的な審査の対象となること。

当事者・家族のねがい

■障害のあるなしにかかわらず、生命の尊さ、人としての尊厳の尊重を重んじる国民意識の高揚など、国としての責任を果たしてください。
■知的障害者・精神障害者（発達障者・高次脳機能障害を含む）などへの冤罪事件が生じないように合理的配慮を拡充してください。
■障害者が犯罪などに巻き込まれた時、捜査・取調べ・公判などの司法手続きにおいて、その人の障害に応じた合理的配慮を提供できるような仕組みを作ってください。
■警察・司法関係者に対する障害理解への研修などを行ってください。

⑫災害などの危険な状況・人道上の緊急事態に際する保障

基本スタンス

☆国・自治体は、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態および自然災害の発生を含む。）において障害者を保護し、安全を確保しなくてはなりません。

当事者・家族のねがい

■緊急時、障害者も避難ができるように、普段から地域住民に対する障害への理解を深める取り組みをしてください。また、公的支援の下、福祉避難所の機能と体制を確立し、通所施設なども対象施設として拡大するなど、さらなる拡充を図ってください。
■とくに、避難訓練などに際して、障害当事者などに参加してもらうなど、交流の機会を設けてください。
■障害者がいることを前提とし、以下の点にも配慮した避難計画などを策定してください。
○緊急時、障害への無理解などによって避難所を利用できない場合、障害者とその家族への食糧や水などの配給方法。
○緊急時、屋外避難や車中泊などをしている障害者を含めた人たちへの、福祉サービスや医療の提供体制の整備。
■障害に関する研修などを自治体職員にも行ない、緊急時に最低限の対応ができる体制を整えてください。
■震災後、復興がすすんでいない状況で、各制度の減免・猶予措置を打ち切らないでください。

（２）権利条約では触れられない
日本特有の直近の課題と当事者・家族の願い

①介護保険優先規定

何が問題か

☆国は障害者自立支援法訴訟団との「基本合意」で、応益負担を廃止することを約束し、市町村税非課税世帯の利用料無料化が行われました。

☆しかし、障害者が 65 歳または 40 歳以上（16 特定疾病の場合）になると介護保険制度が優先され、制度移行をしないと障害福祉を打ち切る自治体もあります。

☆障害者総合支援法と介護保険法では理念、自己負担、世帯の範囲、支援の上限、種類・内容などが異なっているため、介護保険に移行すると非課税世帯でも利用料が発生し、支援の質・量ともに低下するケースが多くあります。

☆介護保険制度は保険料・利用料が払えない人は利用できない仕組みであり、金銭的余裕がない人は受給抑制せざるを得ません。

☆厚生労働省は障害福祉の「上乗せ」や「横出し」を認めていますが、自治体が独自に定めるローカルルールや介護保険で支給される区分上限までサービスを利用するといった条件を満たさないと「上乗せ」を認めないケースが多くあります。

当事者・家族のねがい

■障害福祉と比べた時、介護保険制度は自己負担だけでなく、様々な点で当事者に不利益をもたらします。また、お金に余裕のない人は利用できない制度です。利用者により不利益をもたらす制度・規定を廃止してください。

■65 歳または 40 歳以上（16 特定疾病の場合）になると、制度移行が求められ、自己負担が課されるのは「基本合意」違反です。介護保険制度への移行を強制しないでください。

■介護保険制度に移行しないという理由で、障害福祉を打ち切ることはやめてください。

■仮に障害者を介護保険に移行させた場合であって、障害福祉で支給されていた支援量を介護保険で満たせない場合、介護保険にない障害福祉サービスの利用を希望する場合、「上乗せ」と「横出し」を認めてください。

■その際、経済的理由から介護保険の区分上限まで支給量を利用できない障害者に、合理的配慮として「上乗せ」を認めてください。

■介護保険優先規定

障害者総合支援法第７条（他の法令による給付等との調整）で、介護保険法を優先する調整規定が設けられています。このため、障害者が 65 歳になる、または 40 歳以上で 16 の特定疾患になると介護保険が優先されることになります。障害福祉と異なり、介護保険では市町村民税非課税でも一割負担が発生するため、介護保険に移行させられた障害者の生活水準は低下します。

厚生労働省はサービスの上乗せ（※１）や横出し（※２）を認めていますが、上乗せのためには介護保険を支給上限まで利用しないといけないという条件や地域でローカルルールが定められていることで、必要でも上乗せを認められないことがあります。

また、介護保険に移行したくないと同制度に申請しなかった結果、障害福祉サービスを打ち切る自治体もあり、浅田訴訟（岡山）や天海訴訟（千葉）が起こっています。

「改正」障害者総合支援法では一部高齢障害者の負担軽減策が導入されましたが、対象範囲や条件が定められ、軽度者切りが行われるのは明白です。また、この軽減策は経済力の違いによる支援格差をもたらす社会保険制度の優先を是認することになるため、大きな問題です。

※１　サービスの上乗せ
介護保険制度では不足するサービス量を障害者福祉から補てんするために、追加支給すること。

※2　サービスの横出し
移動支援など、介護保険制度にはない障害者福祉特有のサービスのこと。

■社会福祉法人改革

2016年3月31日社会福祉法が改正されました。当初、社会福祉法人が本来の使途目的に見合わない余分なお金を持っているという理由で「改革」がスタートしましたが、厚労省が委託した明治安田生活福祉研究所の調査によってその前提が崩されたにもかかわらず、「改革」が強行されました。

それは公益性の向上を掲げながら、営利企業とのイコールフッティングを進めるものに他なりません。それが、障害児・者の福祉施設における退職金共済手当制度への公的助成の廃止・ガバナンスの強化・地域における公益的な取組の責務化の狙いなのです。

この「改革」はまず小規模法人を直撃し、社会福祉法人の規模拡大をもたらすでしょう。そして、政府は大規模化に伴う規模の経済によって、本来国が担うべき社会福祉の役割を社会福祉法人の責務へと転化していようとしているのです。

■政府がすすめる社会保障改革

1990 年代後半の社会保障構造改革・社会福祉基礎構造改革により、「自助・互助・共助・公助」の補完原則に基づく、社会保障改革の道が開かれ、2000年に介護保険制度がスタートしました。

この流れは民主党政権下で一時中断しましたが、自民党・公明党・民主党による三党合意に基づく、社会保障改革推進法（2012 年）により再開。社会保障制度改革国民会議の報告書（2013 年）では、改革の具体的な道筋が示され、社会保障改革グログラム法では、改革の工程が示されました。

現在、安倍政権はこれらに基づく「改革」を、これまでにないスピードで進めています。一連の「改革」は、社会保障に係るサービスの自費購入を基本とし、「公助」・「共助」（介護保険）を後退させることで、市場の拡大と社会保障費の削減を同時に達成しようとするという動きであることは明らかです。

「自助」が前提となれば、経済量の違いによる支援格差は今以上に拡大していくことに疑いの余地はありません。さらに、日本の相対的貧困比率の高さを考えると、「自助」で対応できない医療難民・支援難民がさらに増大します。

こうした人たちの支援を「互助」で対応させようというのが「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」、「我が事、丸ごと」地域共生社会の狙いなのです。

②社会福祉法人の地域における公益的取り組みの責務化

何が問題か

☆社会福祉法人の事業に対して利用料を支払っているのは利用者です。
☆現在の社会福祉事業の障害者支援は決して十分とは言えません。
☆それにもかかわらず、利用料から得られている収益を、介護保険制度や生活保護制度の改悪で公的支援からはずされた人たちへの支援にまわす公益的取り組みの責務化は問題です。
☆制度のはざまは公的責任で解消すべきであり、社会福祉法人の責務に転嫁すべきではありません。

当事者・家族のねがい

■大企業のかなり低い法人税のさらなる減税、防衛費の拡大をすすめながら、財源難を理由に社会保障制度の縮小をしないでください。
■制度の後退によって公的支援の対象から外れた人たちへの支援を、社会福祉法人の独自事業（互助）に転嫁しないでください。
■仮に社会福祉法人が余剰なお金をもっているなら、社会福祉事業の充実・福祉職員の処遇改善に充ててください。

③「自助・互助・共助・公助」による社会保障・社会福祉

何が問題か

☆「自助・互助・共助・公助」は障害の自己責任論を再燃させるだけでなく、国に社会的障壁の解消を義務付けた権利条約の考え方とはまったく異なります。
☆「自助」を第一とする社会保障・社会福祉は経済力の違いによる支援格差を肯定し、お金がない人は必要な支援が受けられなくなります。
☆この補完原理は、社会保障・社会福祉をさらに市場化し、営利企業を儲けさせるための手段に過ぎません。
☆自分で努力すること、お互いに助け合うことの重要性は否定しませんが、制度に組み込み、公助に優先させるべきではありません。

当事者・家族のねがい

■社会保障・社会福祉は公的責任で拡充してください。
■だれでも、どこに住んでいても、お金があってもなくても、必要な支援が受けられる権利としての社会保障・社会福祉にしてください。

障害者の権利に関する条約

（日本政府公定訳）

前文

この条約の締約国は、

(a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、

(b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、

(c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、

(d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、

(e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、

(f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、

(g) 持続可能な開発に関連する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、

(h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、

(i) さらに、障害者の多様性を認め、

(j) 全ての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、

(k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、

(l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、

(m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会の人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、

(n) 障害者にとって、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、

(o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、

(p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、

(q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、

(r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、

(s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、

(t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要であることを認め、

(u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、

(v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようにすることが重要であることを認め、

(w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、

(x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、

(y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条　目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の

尊重を促進することを目的とする。
　障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第二条　定義

　この条約の適用上、
　「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。
　「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。
　「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。
　「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
　「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第三条　一般原則

　この条約の原則は、次のとおりとする。
（a）固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
（b）無差別
（c）社会への完全かつ効果的な参加及び包容
（d）差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
（e）機会の均等
（f）施設及びサービス等の利用の容易さ
（g）男女の平等
（h）障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

第四条　一般的義務

1　締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。
（a）この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
（b）障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。
（c）全ての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
（d）この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
（e）いかなる個人、団体又は民間企業による障害に基づく差別も撤廃するための全ての適当な措置をとること。
（f）第二条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。
（g）障害者に適した新たな機器（情報通信機器、移動補助具、補装具及び支援機器を含む。）についての研究及び開発を実施し、又は促進し、並びに当該新たな機器の利用可能性及び使用を促進すること。この場合において、締約国は、負担しやすい費用の機器を優先させる。
（h）移動補助具、補装具及び支援機器（新たな機器を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用しやすいものを提供すること。
（i）この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する当該権利に関する研修を促進すること。
2　各締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用されるものに影響を及ぼすものではない。
3　締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この 3 において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
4　この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。
5　この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家の全ての地域について適用する。

第五条　平等及び無差別

1　締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
2　締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止する

ものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
3　締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。
4　障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第六条　障害のある女子

1　締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。
2　締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な力の育成を確保するための全ての適当な措置をとる。

第七条　障害のある児童

1　締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
2　障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
3　締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第八条　意識の向上

1　締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。
(a) 障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
(b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢に基づくものを含む。）と戦うこと。
(c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。
2　このため、1の措置には、次のことを含む。
(a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
(ⅰ) 障害者の権利に対する理解を育てること。
(ⅱ) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
(ⅲ) 障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
(b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。
(c) 全ての報道機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。
(d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第九条　施設及びサービス等の利用の容易さ

1　締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。
(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2　締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。
(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。
(c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。
(d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。
(e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。
(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。
(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。
(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

第十条　生命に対する権利

締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。

第十一条　危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）に基づく自国の義務に従い、危険な状況（武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。）において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。

第十二条　法律の前にひとしく認められる権利

1　締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2　締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
3　締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
4　締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
5　締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第十三条　司法手続の利用の機会

1　締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。
2　締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

第十四条　身体の自由及び安全

1　締約国は、障害者に対し、他の者との平等を基礎として、次のことを確保する。
(a)身体の自由及び安全についての権利を享有すること。
(b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剝奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剝奪が障害の存在によって正当化されないこと。
2　締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者との平等を基礎として国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。

第十五条　拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

1　いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。
2　締約国は、障害者が、他の者との平等を基礎として、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることがないようにするため、全ての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第十六条　搾取、暴力及び虐待からの自由

1　締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別に基づくものを含む。）から障害者を保護するための全ての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。
2　また、締約国は、特に、障害者並びにその家族及び介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するための全ての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。
3　締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図した全ての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。
4　締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復、リハビリテーション並びに社会復帰を促進するための全ての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。
5　締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を策定する。

第十七条　個人をそのままの状態で保護すること

全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する。

第十八条　移動の自由及び国籍についての権利

1　締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。
(a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
(b)国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続（例えば、出入国の手続）を利用することを、障害に基づいて奪われないこと。
(c) いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができること。
(d)自国に戻る権利を恣意的に又は障害に基づいて奪われないこと。
2　障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母

によって養育される権利を有する。

第十九条　自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第二十条　個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。

(b) 障害者が質の高い移動補助具、補装具、支援機器、人又は動物による支援及び仲介する者を利用する機会を得やすくすること（これらを負担しやすい費用で利用可能なものとすることを含む。）。

(c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動のための技能に関する研修を提供すること。

(d) 移動補助具、補装具及び支援機器を生産する事業体に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第二十一条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。

(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第二十二条　プライバシーの尊重

1　いかなる障害者も、居住地又は生活施設のいかんを問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

2　締約国は、他の者との平等を基礎として、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第二十三条　家庭及び家族の尊重

1　締約国は、他の者との平等を基礎として、婚姻、家族、親子関係及び個人的な関係に係る全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。

(a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。

(b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。さらに、障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。

(c) 障害者（児童を含む。）が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。

2　締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。

3　締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。

4　締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己の障害又は父母の一方若しくは双方の障害に基づいて父母から分離されない。

5　締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十四条　教育

1　締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包

容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a)障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c)個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b)手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第二十五条　健康

締約国は、障害者が障害に基づく差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用する機会を有することを確保するための全ての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a)障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は負担しやすい費用の保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野のものを含む。）を提供すること。

(b)障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス（早期発見及び適当な場合には早期関与並びに特に児童及び高齢者の新たな障害を最小限にし、及び防止するためのサービスを含む。）を提供すること。

(c) これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて提供すること。

(d) 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を広く知らせることによって障害者の人権、尊厳、自律及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療（例えば、事情を知らされた上での自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するよう要請すること。

(e)健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。

(f) 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害に基づく差別的な拒否を防止すること。

第二十六条　ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション

1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面への完全な包容及び参加を達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、ハビリテーション及びリハビリテーションについての包括的なサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。

(a) 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する学際的な評価を基礎とするものであること。

(b)地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び包容を支援し、自発的なものであり、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものであること。

2 締約国は、ハビリテーション及びリハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。

3 締約国は、障害者のために設計された補装具及び支援機器であって、ハビリテーション及びリハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第二十七条　労働及び雇用

1 締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この

権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

(a)あらゆる形態の雇用に係る全ての事項(募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。

(b) 他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件(均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。

(c) 障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。

(d)障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。

(e)労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。

(f) 自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。

(g) 公的部門において障害者を雇用すること。

(h) 適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。

(i) 職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。

(j) 開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。

(k) 障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

2　締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

第二十八条　相当な生活水準及び社会的な保障

1　締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

2　締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。

(a)障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。

(b) 障害者（特に、障害のある女子及び高齢者）が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用する機会を有すること。

(c)貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助（適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含む。）を利用する機会を有すること。

(d)障害者が公営住宅計画を利用する機会を有すること。

(e)障害者が退職に伴う給付及び計画を利用する均等な機会を有すること。

第二十九条　政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

(a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

(ⅰ) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。

(ⅱ) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。

(ⅲ) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。

(b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

(ⅰ) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

(ⅱ) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための障害者の組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第三十条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1　締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。

(a) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を有すること。

(b) 障害者が、利用しやすい様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受する機会を有すること。

(c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

2　締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、自己の創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措

置をとる。
3　締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するための全ての適当な措置をとる。
4　障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聾文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。
5　締約国は、障害者が他の者との平等を基礎としてレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。
（a）障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
（b）障害者が障害に応じたスポーツ及びレクリエーションの活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者との平等を基礎として提供されるよう奨励すること。
（c）障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所を利用する機会を有することを確保すること。
（d）障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツの活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について他の児童と均等な機会を有することを確保すること。
（e）障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツの活動の企画に関与する者によるサービスを利用する機会を有することを確保すること。

第三十一条　統計及び資料の収集

1　締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。
（a）障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。
（b）人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。
2　この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。
3　締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。

第三十二条　国際協力

1　締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。
（a）国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。
（b）能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。
（c）研究における協力を容易にし、並びに科学及び技術に関する知識を利用する機会を得やすくすること。
（d）適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。
2　この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第三十三条　国内における実施及び監視

1　締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。
2　締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。
3　市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第三十四条　障害者の権利に関する委員会

1　障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。
2　委員会は、この条約の効力発生の時は十二人の専門家で構成する。効力発生の時の締約国に加え更に六十の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を六人増加させ、上限である十八人とする。
3　委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条 3 の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
4　委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れて選出する。
5　委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
6　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベ

ット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
7　委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、一回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち六人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの六人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5 に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれる。
8　委員会の六人の追加的な委員の選挙は、この条の関連規定に従って定期選挙の際に行われる。
9　委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のためにその職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間その職務を遂行する他の専門家であって、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。
10　委員会は、その手続規則を定める。
11　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。
12　この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
13　委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第三十五条　締約国による報告

1　各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。
2　その後、締約国は、少なくとも四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。
3　委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。
4　委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第四条 3 の規定に十分な考慮を払うよう要請される。
5　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することができる。

第三十六条　報告の検討

1　委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。
2　いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することが必要であることについて当該締約国に通報（当該通報には、関連する報告が当該通報の後三箇月以内に行われない場合には審査する旨を含む。）を行うことができる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1 の規定を適用する。
3　国際連合事務総長は、1 の報告を全ての締約国が利用することができるようにする。
4　締約国は、1 の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告を利用する機会を得やすくする。
5　委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第三十七条　締約国と委員会との間の協力

1　各締約国は、委員会と協力するものとし、委員の任務の遂行を支援する。
2　委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段（国際協力を通じたものを含む。）に十分な考慮を払う。

第三十八条　委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、
(a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
(b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によって設置された他の関連する組織と協議する。

第三十九条　委員会の報告

委員会は、その活動につき二年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第四十条　締約国会議

1　締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。
2　締約国会議は、この条約が効力を生じた後六箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締

約国会議は、二年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第四十一条　寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第四十二条　署名

この条約は、二千七年三月三十日から、ニューヨークにある国際連合本部において、全ての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第四十三条　拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならず、また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第四十四条　地域的な統合のための機関

1　「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。
2　この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。
3　次条 1 並びに第四十七条 2 及び 3 の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。
4　地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第四十五条　効力発生

1　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずる。
2　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第四十六条　留保

1　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
2　留保は、いつでも撤回することができる。

第四十七条　改正

1　いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のために全ての締約国に送付される。
2　1 の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。
3　締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1 の規定により採択され、かつ、承認された改正であって、第三十四条及び第三十八条から第四十条までの規定にのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

第四十八条　廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第四十九条　利用しやすい様式

この条約の本文は、利用しやすい様式で提供される。

第五十条　正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

●障害者権利条約の経緯と日本の批准

2001 年 11 月「ダーバン宣言」で条約制定提唱
※メキシコ政府のフォックス大統領
特別委員会設置（計 8 回開催）
2006 年　8 月 25 日　第 8 回特別委員会で条約案が合意に達する
2006 年 12 月 13 日　第 61 回国連総会で採択
2007 年　9 月 28 日　日本政府が署名
2008 年　5 月　3 日　発効
2013 年 12 月　4 日　国会承認（全会一致）
2014 年　1 月 20 日　批准書を国連に寄託
（※日本は 141 番目（EU 含む）の締約国となる）
2014 年　2 月 19 日　条約が日本で効力発揮
2016 年現在
署名国・地域数は 160 か国、締結国・地域数は 166 か国（国連加盟国数は 193 か国）

パンフレット

障全協結成 50 年記念事業

障害者権利条約にふさわしい障害者施策の実現を！

（作成日　２０１６年８月３１日　頒価５００円）

発 行　障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

略称：障全協

〒169-0072　東京都新宿区大久保 1-1-2　富士一ビル４Ｆ

TEL：03-3207-5937　FAX：03-3207-5938

ホームページ：http://shogaisha.jp/szk/

電子メール：shozenkyo@shogaisha.jp

（取り扱い団体）